木造住宅耐震対策事業の助成を受けるには?

昭和56年5月31日以前に建築の木造戸建住宅

【条件】 ・診断の総合評価が基準以下の住宅 ・在来軸組構法または枠組壁構法住宅

木造住宅耐震診断助成事業

限度額14万4千円(市が13万6千円を助成。個人負担:8,000円) ※14万4千円を超える費用は自己負担。



【条件】 ・市の木造住宅耐震診断助成事業を受けていること ・診断の総合評価が1.0未満の住宅 ・在来軸組構法又は枠組壁構法住宅

木造住宅耐震改修工事助成事業

費用の90万円までは市が3分の1を助成(市の助成金:最大30万円) ※残り3分の2と90万円を超える部分の費用は自己負担



所得税の控除 固定資産税の軽減

住宅災害復旧等補助金事業

市では、東日本大震災により被災した住宅の修 繕、補修工事の支援を行っています。

- ●事業期間 平成25年度まで
- ●補助要件 20万円以上の修繕や工事を市内業者 との契約で行う場合に、その一部を助成。
- ●対象者(1)(2)(3)をすべて満たす方)
- ①市内に所有する住宅に居住し、住民登録または 外国人登録をしていること、②世帯全員が市税な どに滞納がないこと、③市で実施している他制度 の補助金などを受けていない工事。
- ●助成内容 助成対象となる工事費の10%に相当 する額(上限10万円)を助成。
- ●対象となる住宅 自己が所有し、居住する個人 住宅または併用住宅。
- ●申し込み・問い合わせ先

建設課 ☎22-1326

危険ブロック塀等除却事業

通学時の児童など、通行人の安全確保を目的に、 避難所への公衆用道路に面した危険なブロック塀 などを取り除く方に助成する事業です。

- ●事業期間 平成25年度まで
- ●事業の対象 ①避難所への公衆用道路に面した 危険ブロック塀などの一部または全部を取り除く 方、②宮城県土木事務所や市が行う調査で、「D | または「E」の判定を受けたブロック塀など、3 道路面からの高さが1m以上で、コンクリートブ ロック造り、石造り、レンガ造り、そのほか組積 造りによる塀や門柱。
- ●助成内容 1件当たり15万円、またはブロック 塀などの面積(m)×4千円のいずれか低い額を限 度として助成。
- ●申し込み・問い合わせ先

建設課 ☎22-1326

宅地災害復旧補助金事業

市では、東日本大震災により被災した宅地(自 宅敷地)の補修工事に対し支援を行っています。

- ●補助要件 市内に居住している方が、自ら居住 している住宅の敷地で、30万円以上の補修工事を 業者へ発注する場合に、その工事費の一部を補助 します。すでに工事を行った方も対象となります。
- ●対象者(1)23をすべて満たす方) ①平成23年 3月11日時点で、被災した宅地に建築されている 住宅(持ち家)に居住し、かつ、住民登録している こと、②世帯全員が市税などに滞納がないこと、 ③平成26年3月31日までに補修工事を完了し、

完了実績報告書を提出できる方。

- ●対象となる宅地 申請者自らが居住する住宅と 一体で利用している宅地です。
- ●対象となる工事の例 被災擁壁の撤去・再設置 等、法面の保護・修復など。
- ●補助金額 補助対象となる工事費の10%に相当 する額(上限30万円)で、1宅地につき補助金申請 は1回限りとなります。
- **●実施期間** 平成26年3月31日まで
- ●申し込み・問い合わせ先

都市整備課 ☎22-1325



▲耐震対策の一例:壁に筋かいを入れて耐震強化

方は、まず耐震診断なた住宅は耐震性が不力 す下。校市 多く のは)児童を守る の 市 の る時 十分 き たに ること h め なも が居 住宅の が 害を る 56 **小造住宅** 軽減する 年以前 を実施 各種 ます た木造住宅に 昭 和 56 業 ツ します 大切な家族 %施していまから登 前 建ない し

木造住宅耐震対策事業

1)木造住宅耐震診断助成

「木造住宅耐震診断士」による耐震診断を行い ます。

- ●事業期間 平成25年度まで
- ●対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築し た在来軸組構法または枠組壁構法の木造戸建て住 宅(現在の建築基準法耐震基準が施行される以前 の住宅)。
- ●助成内容 限度額は14万4千円(市が13万6千 円。個人負担8千円)。14万4千円を越える部分(建 物の延べ面積が200㎡以上)の費用は自己負担。

2 木造住宅耐震改修工事助成

耐震診断を受けた後、耐震改修工事を行う場合 に補助します。

- ●事業期間 平成25年度まで
- ●対象建築物 木造住宅耐震診断助成事業で作成 した耐震改修計画に基づき、改修設計・工事を行 う住宅。
- ●助成内容 工事に係る費用のうち補助上限を90万 円とし、その3分の1(補助限度額30万円)以内を助成。

③耐震改修促進税制

旧耐震基準の既存住宅を、現行の耐震基準に適 合させる耐震改修工事を実施した場合、所得税や 固定資産税の軽減を受けることができます。

●所得税の控除

や財産を守る

平成18年4月1日から平成25年12月31日まで に耐震改修を実施した場合、改修に要した費用の 10%相当額(200万円上限)を所得税から控除する ことができます。

※住宅借入れ金等特別控除は別途(返済期間が10 年以上、工事費が100万円超などの条件あり)。

●固定資産税の軽減

平成25年1月から平成27年12月までの間に耐 震改修工事が完了した建物は、120㎡相当部分ま で固定資産税が2年間、2分の1に軽減されます (改修費用50万円以上)。

- ※平成27年度12月までに工事を完了した建物が 軽減の対象となりますが、改修の時期で軽減さ れる期間が異なります。
- ●申し込み・問い合わせ先

建設課 ☎22-1326